

連結納税と自己株式償還

—コモン・ロー「見せかけ取引の法理」の適用—

進藤直義

目次

はじめに

第1節 ハイイツ事件における論点

- I ハイイツ事件の概要
- II 連結納税申告と連結グループ内取引
- III 自己株式償還 配当か株式売却か
- IV 租税回避とタックス・シェルター
- V 連結グループ内取引とディスクロージャー

第2節 タックス・コモン・ロー「見せかけ取引の法理」

第3節 ハイイツ会社 対 合衆国事件

おわりに

はじめに

連結納税申告を行っている場合、連結グループ内取引は原則として相殺され、グループ内の資産譲渡損益、受取配当・受取利息等は課税所得には計上されない。そして、原則的には連結グループ外の取引についての資産譲渡損益、受取配当・受取利息等が課税所得に計上される。

この際に連結グループ内で自己株式償還が行われたとき、自己株式償還が「株式売却」として取り扱われる場合と「配当支払」として取り扱われる場合があるが、「配当支払」として取り扱われる場合には未償還残存株式の取得価額（調整取得価額）が異なってくる。そのため、株式償還が「株式売却」である場合でも「配当支払」である場合でも連結グループの課税所得には影響がないものの、連結グループ外に残存株式売却をしたときに税法上の巨額のキャピタル・ロスが生ずることがある。

アメリカのハイイツ会社事件（2007年連邦裁判所判決）では、連結納税グループ内で自己株式償還が行われ、税法上の巨額のキャピタル・ロスが計上され繰戻し還付請求された。そこで、ハイイツ事件の内容を中心として、ハイイツ事件における論点を検討する。また、自己株式償還が「株式売却」として取り扱われる場合と「配当支払」として取り扱われる場合のアメリカ内国歳入法の規定に触れる。そして、連邦裁判所はコモン・ロー「見せかけ取引の法理」を用

いており、自己株式償還が「見せかけ取引」であり無視すべきであり「株式償還には該当せず」と判断している。そこで、「見せかけ取引の法理」の判断方法について検討を行う。

第1節 ハイイツ事件における論点

I ハイイツ事件の概要

ハイイツ社はペンシルバニア州ピッツバーグに本拠を有し食品加工業を中心として、国際的に活動する企業グループであり、連結納税申告をしている。

モルガン・ギャランティー・トラスト¹の提案により、1994年8月、デラウェア州の子会社であるハイイツ・クレジット会社（HCC）はモルガン・ギャランティーより40,000,000ドルの借入れを行い、HCCはニューヨーク株式市場でハイイツ社株式3,500,000株を購入した。1995年1月、ハイイツ社はHCCから自己株式償還3,325,000株を行った。株式償還の対価として、ハイイツ社株式に転換する転換権付ゼロクーポン手形197,402,412.78ドル（ハイイツ社株式3,510,000株に転換）相当を配当金1.7百万ドルとして交付した。1995年5月、HCCは残りのハイイツ社株式175,000株をAT&Tに対して市場を通じて6,966,120ドルで売却した。

ハイイツ社は、1995年度分の連結納税申告において、165,531,902ドルのキャピタル・ロスを申告し、1992年度分・1993年度分・1994年度分の納税額の繰戻し還付請求をした。

キャピタル・ロスのうち124,134,189ドルはAT&Tに対する売却によって生じたキャピタル・ロスであるとして申告した。

このハイイツ社の連結納税申告に対して、内国歳入庁側はHCCとハイイツ社とが行った自己株式償還が経済的実態および事業目的がないとして124,134,189ドルのキャピタル・ロスを否認した。

連邦裁判所は、コモン・ロー「見せかけ取引の法理」（sham transaction doctrine）を判断基準として用い、HCCとハイイツ社とが行った自己株式償還取引は「見せかけ取引」であり、内国歳入法上の株式償還に該当しないと判断し、内国歳入庁側の主張を認めた。

II 連結納税申告と連結グループ内取引

アメリカの連邦所得税法である内国歳入法において、企業グループは連結納税申告を選択適用することが認められている²。

連結納税申告の際、連結関連グループ間における販売・仕入・役務の給付・受領・資産の譲渡等について、原則として、連結関連グループ外との取引が生ずるまでは連結課税所得算定のために消去・調整計算をする必要がある。

連結関連グループ内取引は「繰延グループ内取引」とそれ以外の取引に分けられる。

また、棚卸資産・減価償却資産・評価性資産・債権債務・株式・割賦販売など関連グループ内で生じた利得又は損失もしくは評価損益については、連結課税所得計算にあたって消去・調整計算をする必要がある。

¹ 2001年11月 JP モルガン・チェース・バンク（州管轄）と合併、2004年11月 JP モルガン・チェース・バンク（連邦管轄）となる。

² 拙稿「アメリカ連結納税制度の概要」税務弘報2002. 8 168頁～184頁。

関連グループ内分配には、税法上の配当可能利益（e&p）からの配当分配とそれ以外からの分配からなるが、関連グループ内配当は支払配当と受取配当とは原則として相殺控除される。そして、配当分配以外の分配については、分配を受けた会社の投資価額の調整計算をする必要がある。

ハインツ社はペンシルバニア州に本拠を置く企業グループであるが、デラウェア州に HCC（ハインツ・クレジット社）およびハインツ・リース会社を設立した大きな理由として、連結納税申告についての州税の取扱いが州によって異なることが起因している。

連邦所得税について連結納税申告をしている場合、ペンシルバニア州税法においては、

- ① 親会社・子会社間の支払利息と受取利息の相殺が可能であるが、ペンシルバニア州は単一州ではないため、連結納税申告をしても子会社からの受取利息は課税所得となった。
- ② リース資産を譲渡すると連邦所得税は繰延となるが、ペンシルバニア州税はただちに課税された。
- ③ 連邦所得税では、キャピタル・ロスに基づく繰戻し還付請求が認められるのに対して、ペンシルバニア州税では繰戻し還付請求が認められない。

Ⅲ 自己株式償還 配当か株式売却か

償還とは、買取請求、消却された株式の取得もしくは金庫株として保有するかどうかにかかわらず、会社の株式以外の金銭もしくは財産と交換に会社が自己の株式を取得する時に生ずると定義されている（IRC § 317 (b)）。一定の要件に該当する償還は、株式と財産の交換、すなわち、株式売却として取り扱われ（IRC § 302 (a)）、キャピタル・ゲイン課税の対象となる。また、一定の要件に該当しない償還は、非清算分配となり（IRC § 302 (d)）、非清算分配の規定が適用され（IRC § 301）、税法上の配当可能利益（e&p）までは配当として配当課税、それを超える額は株式投資額の払い戻し、さらに投資額を超える額は投資利益としてキャピタル・ゲイン課税が課されることになる³。

連結納税申告をしている場合、関連グループ内で自己株式償還が行われたとき、償還が株式売却に該当しても売却損益は相殺され、また、配当に該当しても受取配当と支払配当とが相殺されることにより、連結納税所得には影響はしない。しかし、償還が配当に該当したときには、償還の対象となった株式に残額がある場合、取得価額を調整する必要が生ずる（調整取得価額）。この調整取得価額は、償還の対象となった株式がすべて税法上の配当可能利益（e&p）による配当であるときは、残りの保有株式の調整取得価額は当初取得価額と同一額となる。すなわち、すべて配当受領のため、保有株数が減っただけで取得価額は当初取得価額総額と同額であり変わらない。このことは、一株当たりの単価を引き上げることになる。そこで、外部者に当該株式を売却するとキャピタル・ロスが生じ、連結納税申告においても、外部者取引のためキャピタル・ロスの計上が認められることになる。

ハインツ社は子会社の HCC にハインツ社株式 3,500,000 株を購入させ、ハインツ社は HCC から 3,325,000 株について自己株式償還を行った。この償還は、配当支払に該当する償還として行ったため、HCC の保有する残りのハインツ社株式 175,000 株の調整取得価額は当初取得総額と同一額であり、外部者（AT&T）に売却することにより巨額のキャピタル・ロスが創出さ

³ 拙稿『法人税法と会社法—会社と株主の理論』税務経理協会（1999/5）225頁～254頁。

れたのである。

IV 租税回避とタックス・シェルター

ハイツ会社グループは、グループ全体の租税負担を軽減するために①デラウェア州に子会社を設立していること②セーフ・ハーバー・リースを行っていること③自己株式を用いたキャピタル・ロスの計上等の手法が裁判記録の中に見られる。

セーフ・ハーバー・リースは、加速度償却を用いた課税繰延手法であり、すぐに燃え尽きる手法のため、通称、burned out taxshelter と呼ばれ、適法な租税恩典として認められる方法である。

これらのハイツ会社グループの用いた租税負担軽減のためのスキーム、手法、手段、計画はタックス・シェルターに該当する。内国歳入法においてはタックス・シェルターの登録義務や報告取引の開示義務について強化がなされている。また、租税回避目的のための濫用的なタックス・シェルターについては、ペナルティー（行政罰）の強化が行われている⁴。

V 連結グループ内取引とディスクロージャー

ハイツ社はニューヨーク証券取引所に上場している会社であり、連邦証券取引法および州の証券取引法の下、投資家に対しては開示（ディスクロージャー）義務を負っている。

しかしながら、①ハイツ社がHCCから3,325,000株について自己株式償還したこと②株式償還の対価としてゼロクーポン転換手形を発行したことについては、投資家に対する開示（ディスクロージャー）は行われていない。

第2節 タックス・コモン・ロー「見せかけ取引の法理」

I ハイツ社事件と「見せかけ取引の法理」

ハイツ社事件において連邦裁判所は争点となっている「株式償還」の取引は経済的な見せかけであるため、内国歳入法第317条(b)の「償還」には該当しないと判断し、それゆえ、HCCの調整取得価額も生じず、キャピタル・ロスも生じないと判断をしている。

「見せかけ」(sham)には、「経済的な見せかけ」(economic sham)と「事実の見せかけ」(factual sham)とは区別され、「経済的な見せかけ」は単に租税動機もしくは経済的実態がない取引(lacked economic substance)であるとしている。

また、「形式よりも実体の法理」(substance over form doctrine)は「見せかけ取引の法理」とは異なるが、同様の考え方であるとしている。

そして、「見せかけ取引」であるかどうかの判断方法として、「段階取引の法理」(step transaction doctrine)を用い、「最終結果」テストおよび「相互独立」テストにより、争点の取引が単に租税動機だけで経済的実態がない取引であり「見せかけ取引」であると判断をしている。

⁴ 拙稿、「租税法主義とタックス・コモン・ロー—経済的実態の法理の成文化—」獨協ロー・ジャーナル第7号。

II 「見せかけ取引の法理」と「経済的実態の法理」

コモン・ローの「経済的実態の法理」とは、その取引が経済的実態を有さないか、もしくは、業務目的（business purpose）がないならば、その取引に関するサブタイトル A（連邦所得税）の下の租税恩典は認められないとする司法判断基準であり、2010年6月に内国歳入法第7701条（o）（1）に条文として規定がなされた。

「見せかけ取引の法理」（sham transaction doctrine）の下、取引を無視する判断基準として、事業目的（business purpose）および経済的実態（economic substance）の要因を考慮することにより正確に判断できる。とハインツ社事件の判決文の中で述べている。

そこで、「見せかけ取引の法理」の判断基準と「経済的実態の法理」の判断基準とは重なっており、ほぼ、同一の司法判断基準であり、「経済的実態の法理」が条文化されたことにより「経済的実態の法理」は優先的な判断基準として用いられることになる。

第3節 ハイネツ会社 対 合衆国

(H. J. HEINZ company and subsidiaries, v. U. S. NO03-2847T (2007))

事案の概要

ハイネツ社は、ペンシルバニア州のハイネツ連結グループの共通親会社であり連結納税申告をしている。1869年にヘンリー・ハイネツ（Henry J. Heinz）が食品事業を始めた。

1980年代初頭まで、ハイネツ会社は国内子会社の運転資金需要について直接、行ってきた。

しかし、ペンシルバニア州法により、子会社の支払利息について課税所得となる取り扱いが行われたため、1983年9月、デラウェア州に金融子会社であるハイネツ・クレジット会社（HCC）を設立し、ハイネツ社は1000株の全株式を保有した。

（デラウェア州の子会社の所得はデラウェア州税が除外される。デラウェア州法 § 1902（b）（1））

（単一州（unitary states）の場合には連結納税申告するときに親会社・子会社間の支払利息と受取利息の相殺が可能であるが、ペンシルバニア州は単一州ではないため、連結納税申告をしても、子会社からの受取利息は課税所得となった。1982年度、子会社からの受取利息は24.5百万ドルで、これに対してペンシルバニア州税が874,650ドルの負担であった。）

HCCは事務所も従業員もなく、実際はピッツバーグのハイネツ社で意思決定が行われていた。

1982年、1983年にハイネツ社は12のセーフ・ハーバー・リースを行っていたが、1986年にリース資産を HCC に譲渡する計画を立てた。HCC はデラウェア州とオハイオ州以外の全州にあるリース資産について州税を支払う必要がなかったため、1987年から1911年までのハイネツ社の州税負担が約9.7百万ドル節約と予想された。

（セーフ・ハーバー・リース（safe harbor leases）は1981年経済租税回復法（ERTA）に基づき § 168（f）（8）に条文として規定された。）

リース資産の帳簿価額はゼロであり、これに対する非償還債務は150万ドルであった。

そこで、リース資産を譲渡すると連邦所得税は繰り延べとなるが、ペンシルバニア州税はただちに課税されることになった。

1986年7月、ハイネツ社はデラウェア州にハイネツ・リース会社（Heinz Leasing）を全株式

保有子会社として設立し、1986年7月、10のセーフ・ハーバー・リース資産と HCC の発行済株式の50%をハイツ・リース会社に譲渡した。1987年10月、2つのセーフ・ハーバー・リース資産と HCC の発行済株式の50%をハイツ・リース会社に譲渡した。

(連結申告をしている場合、親子会社間の資産譲渡については連邦所得税法上、課税所得が生じない。)

1991年10月、ハイツ社は雇用者退職・貯蓄プランや特定累積優先株式などの目的に用いるため市場において、普通株式10,000,000株について自己株買入を行った。

1994年8月、HCC はモルガン・ギャランティ (Morgan Guaranty Trust Company of New York) より40,000,000ドルを借り入れ、HCC はハイツ社の普通株式の買入を行った。

1994年8月、11月、HCC はハイツ社の株式3,500,000株を129,175,400ドル(手数料を含む)で市場から取得した。このほかに投資銀行および法律費用を1,807,703ドル支払った。

1995年1月、ハイツ社は HCC の保有するハイツ社の普通株式3,325,000株を買い入れた。買入の目的はストック・オプションのための「金庫株」(the Company's treasury) および配当負担の軽減のためである。買入価額はニューヨーク証券取引所の終値価格に基づいて決められ、代金はハイツ社のゼロクーポン転換債務(zero coupon convertible debt Instrument)で HCC に支払われ、197,402,412.78ドルの2002年1月満期のゼロクーポン手形をハイツ社は発行した。なお、この買入については重要事項ではないとハイツ社の取締役会は判断して、市場には開示(public disclosures)していない。

HCC はハイツ社株式による配当金として約1.7百万ドル受領した。

ゼロクーポン転換手形はハイツ社の株式とだけ交換できる手形であり、ハイツ社が唯一、義務および保証する手形であった。このため、「制限された証券」(restricted security)であるため、連邦および州の証券取引法の登録要件からは除外された。(17C. F. R. § 230.144(a)(3))

1995年5月、ゴールドマン・サックスは株式償還価額として130.5百万ドルが「合理的価額」であると確認した。その価額はゼロクーポン転換手形の84%が対応していた。

1995年5月、HCC は残りのハイツ社株式175,000株を非関連の AT&T 投資経営会社に売却した。売却価額は1株39.804ドルの4.08%のディスカウント価額6,966,120ドルでニューヨーク証券取引所で相対取引が行われた。

1995年11月、ハイツ・リース会社は HCC と合併した。

1995年11月、ハイツ社は普通株式について、2株につき3株とする株式分割を実行した。(このことにより、HCC の転換権は3,510,000株から5,265,000株となった。)

1998年4月、ゴールドマン・サックスの助言により、HCC は手形の転換権を実行し、ハイツの株式5,265,000株を受領した。なお、ハイツ社の1株当たりの株価は1995年1月、1株当たり39ドル、1998年4月、53ドル。

1995年 ハイツ社は連結納税申告し、165,531,902ドルのキャピタル・ロスを申告した。(このうち、124,134,189ドルは HCC のハイツ株式175,000株売却によるキャピタル・ロス)

1997年10月 ハイツ社は繰り返し還付請求をした。

(還付請求金額)

1992年	1993年	1994年	合計
43,979,379ドル	300,491ドル	12,490,598ドル	56,770,468ドル

2002年10月 ハイイツ社は1995年の連結納税申告について修正申告し、キャピタル・ロスは2,172,000ドル増加した。

(キャピタル・ロスの繰り戻し)

1992年	1993年	1994年	合計
129,050,505ドル (還付請求金額)	873,329ドル	37,780,068ドル	167,703,902ドル
29,063,452ドル	300,491ドル	13,223,024ドル	42,586,967ドル

内国歳入庁の判断

167,703,902ドルのキャピタル・ロスのうち、43,569,763ドルのキャピタル・ロスの繰り戻し還付請求は認めしたが、124,134,139ドルについて繰り戻し還付請求は認めなかった。内国歳入庁の否認した理由は、当該取引には経済的実態および事業目的がないと判断をした。

連邦裁判所の判断

HCC からの株式償還は、事実においてハイイツにとって効力を有さないことを確信する。

HCC のハイイツ株式の3,325,000株所有は一時的であり、無視すべきである。

技術的な税務損失を作るためであり、事業目的を有さないため、なんら、株式償還は生じていない。取引の段階は、いわゆる「段階取引の法理」(step transaction doctrine)の下に分解(collapsed)すべきである。

申立人が正しいならば、取引は財務会計目的では6百万ドル以上の利益が生じているが、税務目的では124百万ドル以上の損失が生ずることになる。

内国歳入法第165条の下、損失は控除できる⁵。

内国歳入法第1011、1012条の下、納税者の取得価額は、一般的にはそのコストである。

ハイイツ社が HCC から取得した3,325,000株は124.2百万ドルの HCC の手元における取得価額を有する。ハイイツ社は内国歳入法第317条 (b) の意味する範囲内の手形によって株式を「償還」⁶した (redeemed) と確信している。

真実の償還が生じたならば、内国歳入法第302条 (d) の下の配当されたものとして取り扱われる⁷。

HCC からハイイツへの株式移転は後の状態において以前の資金調達を減少させない。そこで、3,325,000株における HCC の取得価額は HCC の残りの175,000株にシフトされる。

この取得価額のシフティングが生ずるならば、HCC は AT&T に対する175,000株その後の売

⁵ IRC § 165

(a) 一般ルール 課税年度に生じ、保険もしくはその他によって補填されなかったいかなる損失も所得控除として認められる。

(b) 所得控除金額 サブセクション (a) の目的のため、損失のために所得控除の金額の決定のための取得価額は財産の売却もしくは処分からの損失を決定するための第1011条に規定された調整取得価額によらなければならない。

⁶ IRC § 317 (b)

取得した株式が買取請求、消却もしくは、金庫株として保有されるかどうかによらず、会社が財産と交換に株式から自己の株式を取得したならば、株式は会社によって償還されたとして取り扱われる。

却において巨額のキャピタル・ロスを所得控除する権利を手に入れることになる。

第一に 内国歳入法第317条 (b) の償還は、なんら生じていない。なぜならば、ハインツ社はこのセクションの意味する範囲内における株式と財産の交換をしていない。

第二に たとえ、その取引が内国歳入法第317条 (b) の意味する範囲内における「償還」として技術的に特定されたとしても、経済的実態 (economic substance) がなく、税務上の利益を生み出すためだけであり、真実の事業目的 (bona fide business purpose) がない。

つまり、見せかけ (sham) である。

結局、いわゆる「段階取引の法理」により、HCC による株式購入および手形と株式の交換の取引を合わせてハインツ社による株式の直接買取りとしてみるべきである。

A. HCC はハインツ社の株式所有の利益および負担を有するか？

会社が財産と交換に自己株式を取得したならば、株式は内国歳入法第317条 (b) の償還とみなされる。ある償還は内国歳入法第302条の下の売却として取り扱われる。ある償還は、内国歳入法第301条の分配である配当の支払として取り扱われる。

内国歳入法第317条 (b) は、償還した会社から財産を受け取った個人もしくは会社は、実際に償還された株式を所有していることを前提としている。

HCC のハインツ社株式所有は一時的であり、株式所有の利益および負担を有していず、内国歳入法第317条 (b) の前提に合致していない。

所有の利益および負担を決定する要因として

(i) 買取人に損失のリスクおよび利得の機会を生ずるか (ii) 財産からのいかなる現在の所得に対する権利を当事者のどちらが受け取るか (iii) 法的権限を有するか (iv) 財産に資本的利益 (equity interest) が獲得されているかどうか。

単に株式所有記録だけでなく、すべての事実と状況によるべきである。

ハインツ社株式の HCC の所有は概念上のもの以外でないことはいくつかの要因が示している。

B. ここでのキャピタル・ロスをもたらした取引は見せかけ (sham) であるか？

問題となっている取引は経済的見せかけ (economic sham) であり、内国歳入法第317条 (b)

⁷ IRC § 302 (d)

このサブチャプターに規定された他のものを除き、(§ 317 (b) の意味する) 会社が株式を償還するならば、そして、このセクションが適用されないならば、当該償還は § 301 が適用される財産の分配として取り扱わなければならない。

IRC § 243 (a) (3)

会社は国内会社から受け取ったすべての「適格配当」(qualifying dividends) を所得控除することができる。

IRC § 243 (b)

「適格配当」(qualifying dividends) とは、同一関連会社間のメンバーの間で分配および受領された配当をいう。

IRC § 246 (c)

(受取配当控除の濫用防止のため、分配前後のインターバル期間)

IRC § 1059 (a) (1)

会社株主の株式取得価額はすべての「非通常配当」(extraordinary) の非課税割合に応じて減額してもよい。

IRC § 1059 (e) (1)

「非通常配当」(extraordinary) は配当として特定される取引において会社株主からの株式償還を含む、しかし、すべての株主間で比例的ではない。

の償還として特定されない。

「見せかけ取引の法理」(sham transaction doctrine)の下、取引を無視する判断基準として、事業目的(business purpose)および経済的実態(economic substance)の要因を考慮することにより正確に判断できる。

ハインツ社株式のHCCの取得は、一つだけの目的である。つまり、以前のキャピタル・ゲインを消すために繰り戻しができるキャピタル・ロスを作るためだけである。なら他の事業目的はない。この見せかけによりハインツ社によって得た税務上の利点是否認されねばならない。

C. ここでの取引の再特性化に段階取引法理(step transaction doctrine)が要求されるか？

請求された損失を否認するための重要な理由として、段階取引の法理(step transaction doctrine)がある。

段階取引の法理についてのテストとして「最終結果」(end result)テスト、「相互独立」(interdependence)テスト、「契約締結承認」(binding commitment)テストがある。

D. Redux

見せかけ取引および段階取引の法理から、HCCからハインツ社による自己株式の購入は、内国歳入法第317条(b)の意味する範囲内の償還として性質を有さない。

ハインツ社に対する3,325,000株の移転は内国歳入法第302条(d)の配当を生じさせず、175,000株のHCCの取得価額について財務省規則1.302-2(c)による取得価額の増加はもたらさない。それゆえ、要求したキャピタル・ロスも生じていない。

結論

ハインツは1950年代後半および1960年代前半、「赤のマジック・タイム」(It's Red Magic Time!)というプロモーションでトマト・ケチャップを広告していた。

しかし、赤であろうがなかろうが、問題となっている取引の食べ物(meat)をマジック(Magic)によっても隠すことができない。

つまり、取引は「制定法が意図したそのもの」(the thing which the statute intended)ではない。

おわりに

わが国においても、自己株式買入償還について株式売却か配当かの議論があり、「みなし配当」課税については議論のあるところである。そこで、連結納税申告を行っている場合、企業グループ内で自己株式買入を行ったときにはハインツ社事件と同様の問題が生ずることがある。また、企業グループ間の組織再編成を行う際や株式・複合証券の発行の仕方によっては、企業グループ内の保有株式や資産の評価額が異なってくることもある。

ハインツ社事件において、コモン・ロー「見せかけ取引の法理」を用いて裁判所は租税回避行為を否認した。わが国の租税法律主義の下においても、同族会社の行為・計算否認規定(法人税法第132条)、組織再編成の行為・計算否認規定(法人税法第132条2項)、連結納税の行為・計算否認規定(法人税法第132条3項)が設けられているが、否認の判断基準については必ずしも明確ではない。そこで、本事案の判断基準は参考となる。なお、「見せかけ取引の法理」と「経済的実態の法理」との判断基準と判断方法とは重なりあっており、ほぼ同一の司法判断

基準と言えよう。



